

保育料と副食費の負担

保育料又は副食費は、保護者等の扶養義務者に負担していただきます。

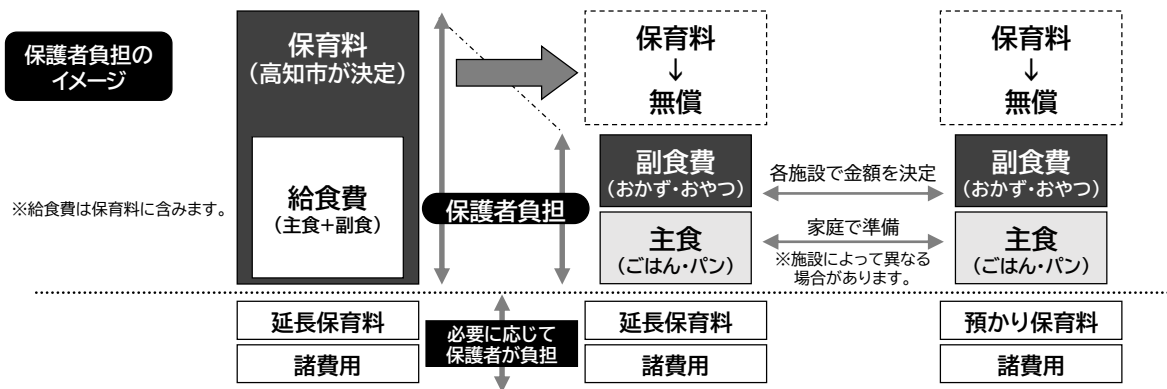
保育料は、お子さんの年齢区分（クラス年齢）と、世帯の階層区分などに基づき、保育料の無償（無料）や保育料の額を決定します。

また、保育料が無償（無料）となる年齢区分（クラス年齢）の場合は、原則として副食（おかず・おやつ）の提供にかかる費用（副食費）を負担していただきます。

なお、延長保育料や各施設が実費徴収する諸費用などについても、必要に応じて負担していただきます。

【保護者の負担となるもの】

認定区分	保育認定 (2号・3号認定)	保育認定 (2号認定)	参考 教育認定 (1号認定)
クラス年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	満3～5歳児クラス
保育料	世帯の市区町村民税の課税状況 (所得割額の合算額)で決定	無償（無料）	
副食費 (おかず・おやつ代)	別途徴収なし (保育料の一部として支払い)	負担あり ※金額は各施設で決定	
延長保育料 預かり保育料	別途必要		無償化の対象 (別途手続きが必要・月額上限あり)
諸費用	実費徴収あり		
備考	認定こども園等を利用する場合は、その他の費用として入園料や制服代などの料金が別に必要となる場合がありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。		



コラム

子どものための教育・保育給付と保育料

子ども・子育て支援法による「子ども・子育て支援新制度」では教育・保育認定を受けたお子さんが、保育施設を利用した場合に、必要となる教育・保育に要する費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用料（保育料）を除いた額について、高知市が給付費を支給します。

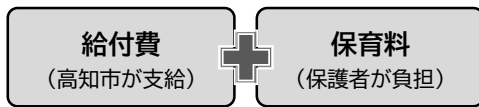
この給付費は、実際には「法定代理受領」として、高知市から保育施設に支払う仕組みとなっています。

保護者が負担する保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、それぞれの市区町村で定めることとされています。

高知市では、国の保育料徴収基準額表の所得区分が8階層であることに對して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で保育料を国の基準額より低く設定して保護者の負担軽減を図っております。

また、多子世帯の保育料の軽減につきましても、同時に2人以上が利用している場合には、国が2人目を半額としていることに對して、平成26年度から2人目以降を無償化し、保護者の負担軽減を図っております。

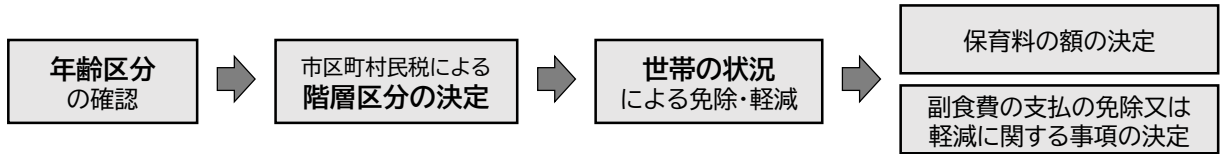
お子さんを保育するのに必要な費用(公定価格)



1. 保育料及び副食費の基本

保育料の額は、年齢区分（クラス年齢）を確認の上、市区町村民税の課税状況による「階層区分」等により決定しており、その認定は、扶養義務者のうち親権者及び子どもの属する世帯の者の税額の総額で行います。

また、副食費については、原則として負担していただくこととなりますが、保育料と同様に決定する「階層区分」等によって、支払の免除又は軽減になる場合があります。



結婚や離婚などの世帯構成の変更や、必要な書類を提出していない方、所得税や市区町村民税の申告又は修正申告等を行った方など、年度途中で世帯の市区町村民税所得割額の合算額に変更があった場合は、階層区分の変更により、保育料の額や副食費の支払の免除又は軽減に関する事項の決定を変更することがあります。

- 結婚や離婚などの世帯構成の変更の場合は、原則として世帯構成が変更されたときに遡ります。
- 市区町村民税の税額変更（未申告を除く。）の場合は、原則として現年度に限り、過年度の変更は行いません。

2. 階層区分の決定

① 階層区分の決定方法

保育料の額、副食費の支払の免除又は軽減に関する事項を決定する際の基準となる階層区分は、父母の市区町村民税の課税状況（所得割額の合算額）をもとに年度中2回（4月と9月）に分けて決定しており、4月は年齢（クラス年齢）による変更、9月は算定の根拠となる課税年度の変更によるものです。

4月から8月分は前年度、9月から翌年3月分は当年度の市区町村民税の課税状況がその根拠となります。

市区町村民税の課税情報が確認できない場合（未申告等）は、階層区分を仮決定することから、保育料が最高額となることや、免除又は軽減の対象となる副食費が負担となることがあります。

未申告の場合は、必ず申告等をお願いします。（収入がない場合でも、原則として市区町村民税の申告が必要です。）

階層区分を決定する市区町村民税

令和7年									令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度の市区町村民税 (令和5年1月~12月の所得等に基づく課税)					算定根拠の変更	令和7年度の市区町村民税 (令和6年1月~12月の所得等に基づく課税)					



算定の根拠となる市区町村民税の課税年度の変更に伴い、保育料の額や副食費の支払の免除又は軽減に関する事項が変わる場合があります。

【課税年度別の階層区分の算定根拠】

課税年度	令和7年			令和8年					令和9年	
	4月	8月	9月	1月	3月	4月	8月	9月	1月	3月
令和6年度	算定の根拠 →									
令和7年度			算定の根拠 →							
令和8年度								算定の根拠 →		

※階層区分の決定の基礎となる市区町村民税額については、次の税額控除等は適用されません。

< 寄付金税額控除 / 外国税額控除 / 配当控除 / 配当割額・株式等譲渡所得割額控除 / 住宅借入金等特別税額控除 >

② 階層区分の決定に必要な情報の照会

父母のいずれかが次表に該当する場合は、個人番号（マイナンバー）による情報照会の手続きにより、必要となる課税情報を収集するために関係機関へ照会を行います。

なお、情報照会で確認できない場合は、市区町村民税の課税証明書の提出が必要になることがあります。

※市区町村民税の課税証明書…収入・所得、控除額及び市区町村民税の均等割額・所得割額の全てが記載されたもの

【個人番号(マイナンバー)による情報照会】

次の時点で高知市以外の住所地の場合	必要となる課税情報	備考
令和6年1月1日時点	令和6年度の市区町村民税 (令和5年1月～12月の所得等から課税)	令和7年4月から8月に利用する場合
令和7年1月1日時点	令和7年度の市区町村民税 (令和6年1月～12月の所得等から課税)	令和7年9月以降に利用する場合

※海外赴任等により日本での課税がない場合は、国外・国内での収入額が分かる書類を提出していただきます。

③ 祖父母等と同居している場合の階層区分の決定

祖父母等と同居している場合で、父母の収入金額の合算額によって、祖父母等を家計の主宰者と判断したときは、家計の主宰者と認めた祖父母等の市区町村民税の課税状況を合わせて階層区分を決定します。

【祖父母等と同居している場合の階層区分の決定方法】

祖父母等との同居	父母の収入金額の合算額 (判定の基準額)	階層区分の決定方法	階層区分の決定の対象者		
			父	母	祖父母等
同居なし	—	父母の市区町村民税の課税状況で決定	●	●	—
同居あり	年額 103万円超の場合		●	●	(合算なし)
	年額 103万円以下の場合	祖父母等(家計の主宰者)の市区町村民税所得割額を合算した総額で決定	●	●	●

※父母の収入金額は、児童手当や児童扶養手当等を含みます。

※父母の収入金額が年額103万円以下の場合は、同居する祖父母等の課税状況を調査させていただきます。

※合算の対象となる家計の主宰者とは、父母の収入金額の合算額を上回る者（収入金額が最も多い者）をいい、必要に応じて当該子ども、その父又は母を所得税法及び地方税法上の扶養としている者等を認定することがあります。

※同居とは、住民基本台帳の形式的な要件だけでなく、生活の実態を重視し、同一家庭に居住する場合（世帯分離している場合を含む。）は、原則として「同居」となります。

（「同じ敷地内の別棟住宅」や「二世帯住宅」等の場合で、生計が同一のときも「同居」となります。）

※年度途中で課税状況の確認を行いますので、その結果、同居の祖父母等と合算して決定する必要があると判断した場合は、事実の発生時期まで遡って階層区分を変更することがあります。

④ 婚姻又は離婚による階層区分の変更

保護者が婚姻又は離婚（離婚の場合は、別居している(住民票の住所が異なる)ことが必要です。）により家庭状況が変更になった場合は、階層区分を改めて決定し、階層区分が変更となるときは、事実の発生した日の翌月から適用しますので、保育料の額や副食費の支払の免除又は軽減に関する事項が変更となる場合があります。

【婚姻又は離婚による階層区分の変更】

区分	同居・別居	階層区分の決定方法	変更となる月
婚姻した場合	同居・別居	婚姻した相手の市区町村民税の所得割額を合算	婚姻した日の翌月 (1日の場合は当月)
離婚した場合	同居している場合	変更なし	変更なし
	別居している場合 (住民票の住所が異なること)	父又は母の市区町村民税の課税状況で決定	離婚し、別居した日の翌月 (1日の場合は当月)